委　任　状

令和　　年　　月　　日

香川県県税事務所長　殿

　　　　　　　　**現 住 所**

**（住民票住所）**

委　任　者

（納税義務者）　**氏　　名**

印

　　　　　　　　**電話番号**　　　（　　　　）　　　－

　　　　　　　　※県税事務所から連絡することがありますので、日中連絡可能な電話番号を必ず記入してください。

次の自動車に係る令和　　　年度自動車税（種別割）の過誤納還付金（延滞金及び還付加算金を含む。）の受領に関する権限を下記の受任者に委任します。

登　録　番　号　　　　香(川)・高松　　　　　－　　　－

還　付　金　額　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　円

現 住 所

受　任　者　　　フリガナ

氏　　名

電話番号　　　（　　　）　　　－

受任者本人名義の口座（ゆうちょ銀行口座の場合は、振込用の店名・預金種目・口座番号をご記入ください。）

|  |  |
| --- | --- |
| 口座名義人　 |  |
| 金融機関　 | 銀行 | 支店 |
| 口座番号　 | 普・　当 |  |  |  |  |  |  |  |

**注意事項**

１　委任者は、当該年度の自動車税（種別割）納税義務者（原則として4月1日時点の所有者）となります。

２　委任者（納税義務者）の住所は、**住民票上の現住所**を記入してください。現住所及び氏名が納税通知書の記載と異なる場合は、変更内容を証明するもの（住民票・商業登記簿の写し等）を添付してください。

３　委任者が法人の場合には、法人の代表者印を押印してください。

４　この委任状は、自動車を**抹消登録した翌月10日（必着）までに提出**してください。

５　委任状を提出された場合でも、地方税法第１７条の２第１項の規定により、委任者（納税義務者）に未納の徴収金（自動車税（種別割）だけでなく、県税の他の税目に係る徴収金も含みます。）がある場合には、**未納の徴収金に充当されるため、委任状の受任者には還付されません。**

６　この委任状は、受任者が還付金の受領を代理で行うものですので**還付充当通知書は委任者（納税義務者）に送付されます。**

７　納税義務者が亡くなられている場合は、届出書類及び戸籍の添付が必要ですので、抹消登録前に県税事務所にお問い合わせください。

８　提出後、**当該年度中に還付が発生しない委任状は、提出者には返却せず、廃棄処分となります。**

９　委任状の提出先（郵送可）

　　　　香川県県税事務所　管理担当　【〒760-0068　高松市松島町一丁目17-28　℡087-806-0304】